

令和6年度

# 江別市立野幌小学校

## いじめ防止基本方針

## 江別市立野幌小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月1日策定  
令和5年11月一部改訂

### 1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立野幌小学校のいじめ防止のために策定した。

この基本方針のもとに、野幌小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

### 2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

\* けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当す

るか否かを判断する。

- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教育活動部生活児童会係担当教諭、該当学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーターによる「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

#### 【いじめ対策委員会の主な役割】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### 4. いじめの未然防止のための取組

- ①「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しがゼロ」という意識を持つとともに、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ②児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

#### 【主な取組】

- ・豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
- ・児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ・児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話など個と集団への働きかけ。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育の推進

- ・「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」への適切な支援
- ・道徳等における「命の安全教育」の実施。
- ・児童の「心の危機に気づく力」や「身近にいる大人にSOSを出す力」を育成する。
- ・愛林班（縦割り班）における体験活動等、自己肯定感・自己有用感を高める教育活動の充実
- ・児童会による人権強調月間やいじめ防止キャンペーンの実施
- ・いじめに関する校内研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る

## 5. 早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装つて行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ③日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

### 【主な取組】

- ・生活アンケート（いじめアンケート）の実施（R5・7月より月1回実施）
- ・アンケートは一人一台端末を活用する。
- ・アンケート結果は児童卒業後3年間保管
- ・定例職員会議後や必要な場合にはケース会議や生徒指導交流会を開催し、情報の共有化を図る
- ・始業前、中・昼休みにおける児童の状況の把握
- ・外部相談機関、相談電話の紹介

※アンケート実施後は、個人面談を必ず実施する。実施に際しては、アンケートへ回答したことが他の児童に推測されないように、面談の実施方法、時間、場所等に細心の注意を払う。

## 6. いじめへの対処

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、被害児童生徒を守り通す。
- ②加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の

下、毅然とした態度で指導する。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

※犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育的な配慮や被害児生徒の意向を十分配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、保護者等に対して説明の上、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。

※日頃から学校や教育委員会・警察等が参加する「江別市指導連絡会」「江別市生徒指導担当教員連絡会等」等を活用して、警察と緊密に連携できる体制を構築する。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、心の教室相談員や養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

## 7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。

②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

### 【主な取組】

- ・「ネットトラブル防止教室」など、情報モラルを身につけさせる指導の充実
- ・ネットパトロールの実施
- ・学級懇談会、学校だより等を活用し、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等の周知徹底を図る。
- ・「江別スマート4ルール」を活用した児童への指導の充実と保護者への啓発

## 8. いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの用件が満たされている必要がある。

① 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者も含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。

②被害者自身が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（面談等により判断する）

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童の安全・安心を確保する。

※学校いじめ対策委員会は、いじめが解消にいたるまで、被害児童の支援を継続する。

※いじめが解消している状態に至っても、日常的に注意深く観察する。

## 9. 学校間の連携

いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、個人情報の取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継を確実に行う。

## 10. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

### (2) 学校による調査

#### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

#### ②重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

#### ③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

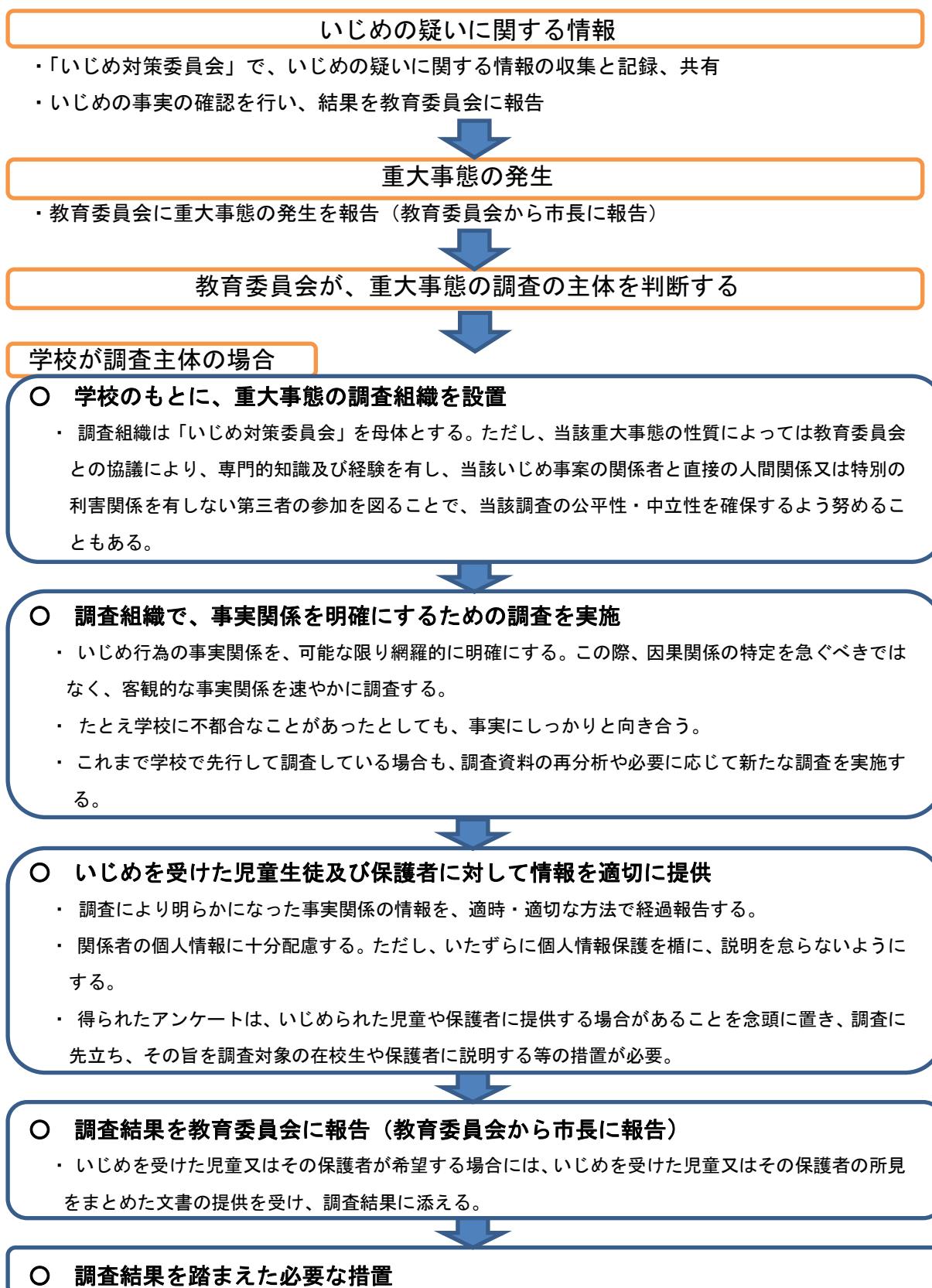
**④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任**

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

**⑤教育委員会が調査主体となる場合**

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

# 重大事態対応フロー図



## 教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力